

令和8年度パートタイム会計年度任用職員 応募要領

- 1 複数の職へ応募することはできません。
- 2 原則、年齢制限はありません。
- 3 応募期間は、令和8年3月9日から3月19日までとなります。ただし、郵送での応募の場合は3月19日必着とします。
- 4 提出書類は、履歴書兼申込書（免許写し等含む）及び納税証明書です。
- 5 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。なお、営利企業への従事（兼業）を行うことは可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は、適用となりますのでご注意ください。（別紙参照）
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は応募できません。
 - (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2)公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 7 この選考において提出された書類は一切返却しません。また、採用者の個人情報人事情報として使用します。

○地方公務員法 第6節 服務

会計年度任用職員は、地方公務員法に定める服務規律が適用されます。

服務の宣誓	職員は任用時にあらかじめ服務の宣誓をしなければなりません。
命令従事義務	法令等の定めや上司の職務上の命令に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけ、職員全体の不名誉となるような行為（反社会的な行為、飲酒運転事故、犯罪となるような行為等）は、職務時間中又は職務時間以外の時間においても禁止されています。
秘密を守る義務	職務上知り得た秘密や個人に関する情報等を在職中はもちろん、退職後も第三者に漏らしてはいけません。
職務専念義務	勤務時間中、その職務に専念し、自己の判断により勤務時間内に職務以外の行為をすること、又は勝手に職務時間を変更することは禁止されています。
政治的行為の制限	政治団体の結成や選挙支持等の政治的な活動、在職中の立候補や他の職員への政治的行為の要求は禁止されています。
争議行為等の禁止	争議行為や怠業行為の企画、他の者との共謀、職員へのそそのかし等は禁止されています。（ストライキ等）
営利企業等の従事制限	<p>自営業等の兼業又は営利企業等への従業は禁止されています。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員は信頼失墜行為の禁止や職務専念義務等を遵守できる場合に免除される。）</p>